

精神保健福祉法に規定する医療保護入院
及び措置入院にかかる届出等の記載要領

令和7年1月

沖縄県立総合精神保健福祉センター

(沖縄県精神医療審査会)

※青字クリックで該当箇所へジャンプ

<目次>

I	共通事項	2
II	医療保護入院 入院届	4
	医療保護入院者の入院届（様式）	5
	入院届 記載事項	8
III	医療保護入院 入院期間更新届	11
	医療保護入院者の入院期間更新届（様式）	12
	更新届 記載事項	16
IV	措置診察診断書	19
	措置入院等に関する診断書（様式）	20
	措置診察診断書 記載事項	22
V	措置入院 定期病状報告書	24
	措置入院者の定期病状報告書（様式）	25
	定期病状報告書 記載事項	28
VI	関連法規	30
	精神保健福祉法	30
	精神保健福祉法施行規則	35
	精神保健福祉法施行細則	42
	民法	44

【 I 共通事項】

1 可読性

誤字、脱字等がないよう注意すること。手書きにより記載する場合は、楷書体かつ十分な筆圧で記載すること。複写様式の場合は文字が薄くならないようにすること。

提出に際し、文書全体の可読性・判読性が保たれているか必ず確認を行うこと。

2 訂正等の方法

訂正箇所を二重線で抹消し訂正印を押印すること。文章中に後から加筆する場合も訂正印を押印すること。なお、届出様式の太枠内は必ず記載した指定医の印（印影確認のため入院を認めた「精神保健指定医欄の署名」の右横へも押印）とし、それ以外は管理者の印（印影確認のため「管理者名」の右横へも押印）でも可とする。同意書の訂正は同意者の印（印影確認のため「同意者の署名」の右横へも押印）とすること。

3 入院患者及び家族等の氏名・生年月日・住所

本人確認書類と照合し、正確に記載すること。氏名においては漢字の異字体も区別すること。外国籍の者についても公的機関が発行する本人確認書類（パスポート、在留カード等）のとおりに記載すること。

提出に際し、届出書類と添付書類の記載内容に相違がないか必ず確認を行うこと。

4 病名

「主たる精神障害（今回の入院において治療の主となる疾患）」及び「従たる精神障害（主以外の併存する疾患）」欄には、ICD-10に準拠した病名とFコード（F+数字2桁以上）を記載することとし、疑い・可能性・状態病名はICD-10に基づく場合を除き使用しない。「生活歴及び現病歴」「現在の精神症状」「その他の重要な症状」「問題行動等」「現在の状態像」等の他の項目との整合性に留意すること。

Fコード以外（てんかんや精神疾患に関連する重要な身体疾患等）の病名は身体合併症として記載すること。

5 現在の精神症状・その他重要な症状・問題行動等・現在の状態像

書類作成までの過去数か月間に認められた症状や状態とし、主として最近のそれについて、選択肢から該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。「病名」欄や、その他関連する項目欄との整合性を図ること。

6 法定提出期限の厳守

法で定める提出期限のある届け出については、その期限を厳守すること。

提出の遅延が発覚した場合には、自由様式にて遅延理由書を作成・添付のうえ、速やかに届け出を行うこと。なお、遅延理由書には「遅延理由」に加え、「再発防止策」などを具体的に記載すること。

Ⅱ

医療保護入院 入院届

(「特定医師による医療保護入院者の入院届」の記載方法は本項を準用する)

<届出書類>

- 医療保護入院者の入院届 (第 18 号様式)
- 医療保護入院に関する家族等同意書 (第 18 の 3 号様式)
(又は医療保護入院に関する市町村長同意書 (様式 3))
- その他の必要書類 (以下 1～3 による)
 - 1 後見人及び保佐人が同意者の場合
 - ・現在の後見登記内容を確認できる登記事項証明書
(裁判の確定から間がない場合は「審判書」と「確定証明書」)
 - 2 市町村長が同意者の場合
 - ・医療保護入院同意依頼書 (様式 1)
 - 3 家庭裁判所の選任を受けた扶養義務者が同意者の場合
 - ・家庭裁判所の選任審判書

<法定提出期限>

入院の翌日から起算し 10 日以内に、最寄りの保健所長を経て沖縄県知事へ届け出ること。郵送の場合は期限末日までに必着とする。なお、期限末日が官公庁の休日に当たるときは、その翌開庁日が期限満了日となる。

第18号様式（第13条関係）

医療保護入院者の入院届

沖縄県知事 殿

各欄の数字は【共通事項】又は【入院届 記載事項】の各項に対応しています。

下記の者が医療保護入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ			生年月日	年 月 日生
	氏名	(男・女) <u>【共通事項】の「3」</u>			(満 歳)
	住所	都道府県	都市区	町村区	
家族等の同意により入院した年月日	年 <u>1</u> 月 日	今回の入院年月日		年 月 日 <u>3</u>	
今回の医療保護入院の入院期間	年 <u>2</u> 日まで	入院形態		<u>4</u>	
法第34条による移送の有無	有り なし				
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	ICDカテゴリー ()	<u>【共通事項】の「4」</u>	ICDカテゴリー ()		
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。) (特定医師の診察により入院した場合には特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。)	<u>5</u>				
	(陳 述 者 氏 名 <u>6</u>		続 柄)		
初回入院期間	年 月 日～	年 月 日			
前回入院期間	年 月 日～	年 月 日			
初回から前回までの入院回数	計 <u>8</u> 回				
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他() II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他() IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他() <u>【共通事項】の「5」</u> V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他() VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他() VII 意欲				

<p><その他の重要な症状></p> <p><問題行動等></p> <p><現在の状態像></p>	<p>1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ()</p> <p>VII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他()</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()</p> <p>1 てんかん発作 2 自傷【共通事項】の「5」 () 4 その他 ()</p> <p>1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()</p> <p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()</p>																							
<p>医療保護入院の 必要性 (患者自身の病気に対する 理解の程度を含め、任意 入院が行われる状態にな いと判断した理由につい て記載すること。)</p>	<p>9</p>																							
<p>入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名</p>	<p>署名 10</p>																							
<p>選任された退院後生活 環境相談員の氏名</p>	<p>11</p>																							
<p>同意をした家族等</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">(男・女)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">続柄</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">生年 月日</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">年 月 日生</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(男・女)</td> <td style="text-align: center;">続柄</td> <td style="text-align: center;">月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日生</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">住所</td> <td style="text-align: center;">都道 府県</td> <td style="text-align: center;">郡市 区 12</td> <td style="text-align: center;">町村 区</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都道 府県</td> <td style="text-align: center;">郡市 区</td> <td style="text-align: center;">町村 区</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="padding: 5px;"> <p>1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長</p> </td> </tr> </table>	氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生	(男・女)	続柄	月日	年 月 日生	住所	都道 府県	郡市 区 12	町村 区		都道 府県	郡市 区	町村 区		<p>1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長</p>				
氏名	(男・女)		続柄	生年 月日	年 月 日生																			
	(男・女)	続柄	月日	年 月 日生																				
住所	都道 府県	郡市 区 12	町村 区																					
	都道 府県	郡市 区	町村 区																					
<p>1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長</p>																								
<p>審査会意見</p>																								
<p>都道府県の措置</p>																								

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
ただし、法第34条による移送が行われた場合は、この欄は、記載する必要はないこと。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「法第33条第1項・第3項入院」、「法第33条第2項・第3項入院」又は「法第33の6第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 今回の医療保護入院の入院期間の欄は、家族等の同意により入院した日から3月を上限とした年月日を記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 6 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 7 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 8 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 9 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載すること。
- 10 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

【II 入院届 記載事項】

1 家族等の同意により入院した年月日

家族等の同意により医療保護入院となった年月日を記載すること。特定医師による医療保護入院を経ている場合には、当該入院の日付を記載すること。

2 今回の医療保護入院の入院期間

家族等の同意により入院した年月日から3か月を上限とした期間を定めて記載すること。なお、入院期間は[民法第140条](#)に基づき「期間の初日（入院日）は算入しない。」こと、[同法第143条](#)に基づき「月によって期間を定めるときは暦に従って計算する。月の初めから期間を起算しないときは、最後の月において起算日に応答する日の前日に満了し、最後の月に応答する日がないときは、その月の末日に満了する。」ことに留意すること。

(例) 11月27日～11月30日に入院し上限の3か月で期間設定する場合

11月27日	11月28日	11月29日	11月30日	12月1日	～	2月27日	2月28日	3月1日
入院日	②起算	3か月				②満了	更新起算	
	入院日	②起算	3か月				③満了	更新起算
		入院日	②起算	3か月			③満了	更新起算
			入院日	①起算	3か月		①満了	更新起算

① 起算日が月の最初なら暦に従い満了

② 起算日が月の途中なら起算日に応答する日の前日に満了

③ 起算日に応答する日が無いときは月の末日に満了（2月、4月、6月、9月、11月）

※初日不算入のため入院日は算入しない

3 今回の入院年月日

今回貴病院に入院（入院形態欄の先頭の入院）をした年月日を記載すること。

4 入院形態

入院形態の名称及び法の条項を記載すること。特定医師による入院含め複数の入院形態を経ている場合には順に記載し、中間の入院形態は変更した日付を記載すること。

(例)「応急(33条の6第2項)→R6.4.1 医保(33条第1項・第3項)→医保(33条第1項)」

5 生活歴及び現病歴

生活歴は出生地、生育歴、学歴、職歴、結婚歴、家族背景（同意をした家族についてを含む）、生活状況等について可能な限り聴取して記載すること。

現病歴は推定発病年月及び状況並びに病状経過、精神科受診歴及び精神科医療機関名、今回の入院に至った経緯、状態像等について可能な限り聴取して記載すること。特定医師の診察による入院を経ている場合にはその妥当性も記載すること。

生活歴及び現病歴について、詳細が不明な場合はその旨を記載すること。

6 陳述者氏名及び続柄

生活歴および現病歴等を聴取した者（家族、関係機関職員、警察官など）の氏名及び続柄を記載すること。本人以外からの聴取ができない等、やむをえない場合に限り「本人」と記載しても差し支えない。原則として「診療録より」などの陳述者を特定できない表記は避けること。

7 初回及び前回入院期間

精神科への初回及び前回の入院期間及び入院形態を記載すること。なお、他病院での入院歴・入院形態をも聴取し記載すること。詳細不明の場合は「不明」等の記載をすること。「生活歴及び現病歴」欄の記載内容との整合性を図ること。入院回数が1回の場合は前回入院期間に「同上」と記載しても差し支えない。

8 初回から前回までの入院回数

これまでの精神科への入院回数を記載すること。なお、入院途中に入院形態が変わっている場合でも変更ごとにカウントはせず、当該入院を連続した1回の入院と数える。ただし、同一病院内において精神科から他の診療科へ転棟した場合は、連続した入院とはみなさず、精神科に入院していた期間を1回と数える。入院歴がない場合は0回と記載すること。詳細不明の場合は「不明」等の記載をすること。

9 医療保護入院の必要性

患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。特に、病識の有無、治療説明に対し同意が得られないこと、病状悪化や判断能力低下により適切な判断ができない状態であること、入院の他に治療手段がないことなど、医療及び保護のための入院が必要であることを個別かつ具体的に記載すること。

10 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名

この医療保護入院の診察を行った精神保健指定医が自署すること。なお、文書中に訂正がある場合は、訂正印の印影確認のため署名の横へも押印すること。

11 選任された退院後生活環境相談員の氏名

選任された退院後生活環境相談員の氏名を記載すること。なお、担当者が複数いる場合であっても、この欄は主となる1名の退院後生活環境相談員とすること。記載は印字でも差し支えない。

12 同意をした家族等

入院に同意した家族等の氏名、性別、続柄、生年月日、住所を記載し、選択肢の欄は該当する算用数字等を○で囲むこと。入院者が未成年の場合は、原則として親権者である父母両方（離婚等により親権者が片方の場合は、その片親）の情報を記載すること。同意書の記載内容との整合性を図ること。

Ⅲ

医療保護入院 入院期間更新届

<届出書類>

- 医療保護入院者の入院期間更新届（第18の2号様式）
- 医療保護入院者退院支援委員会審議記録（別添様式2）
- 医療保護入院期間の更新に関する家族等同意書（第18の4号様式）
（又は医療保護入院期間の更新に関する市町村長同意書（様式6））
- その他の必要書類（以下1～3による）
 - 1 後見人及び保佐人が同意者の場合
 - ・現在の後見登記内容を確認できる登記事項証明書
（裁判の確定から間がない場合は「審判書」と「確定証明書」）
 - 2 市町村長が同意者の場合
 - ・医療保護入院同意依頼書（様式4）
 - 3 家庭裁判所の選任を受けた扶養義務者が同意者の場合
 - ・家庭裁判所の選任審判書

<法定提出期限>

入院期間満了日の翌日から起算し10日以内に、最寄りの保健所長を経て沖縄県知事へ届け出ること。郵送の場合は期限末日までに必着とする。なお、期限末日が官公庁の休日に当たるときは、その翌開庁日が期限満了日となる。

第18の2号様式（第13条関係）

医療保護入院者の入院期間更新届

年 月 日

沖縄県知事 殿

各欄の数字は【共通事項】又は【更新届 記載事項】の各項目に対応しています。

下記の医療保護入院者の入院期間を更新しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ 氏 名	(男・女) 【共通事項】の「3」	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区
医療保護入院年月日 (第33条第1項・ 第2項による入院)	年 月 日	今回の入 院年月日	年 月 日	入院形態 4
	入院届又は前回の 入院期間更新届で の 入 院 期 間	年 月 日 2 ～ 年 月 日	本更新後 の入院期 間	年 月 日 まで 5
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症	
	ICDカテゴリー ()	ICDカテゴリー () 【共通事項】の「4」		
入院又は前回更新日か らの治療内容と、その結 果（更新前の入院期間に 係る病状または状態像 の経過の概要）	6			
症 状 の 経 過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向			
〈現在の精神症状〉	I 意識			
	1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ()			
	II 知能（軽度障害、中等度障害、重度障害）			
	III 記憶			
	1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()			
	IV 知覚			
	1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()			
V 思考 【共通事項】の「5」				
1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()				
VI 感情・情動				
1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()				
VII 意欲				
1 衝動行為 2 行為心拍 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ()				

<p><現在の精神症状></p> <p><その他の重要な症状></p> <p><問題行動等></p>	<p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()</p> <p>1 てんかん 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 (【共通事項】の「5」)</p> <p>1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()</p>																		
<p><現在の状態像></p>	<p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()</p>																		
<p>医療保護入院の必要性 (患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。)</p>	<p style="text-align: center;">7</p>																		
<p>今後の治療方針(患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組等を含む。)</p>	<p style="text-align: center;">8</p>																		
<p>本更新に係る診察の年月日</p>	<p style="text-align: center;">年 月 9 日</p>																		
<p>更新が必要と診断した精神保健指定医氏名</p>	<p style="text-align: center;">署名 10</p>																		
<p>退院に向けた取組の状況(選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等について)</p>	<p>医療保護入院者退院支援委員会での審議が行われた年月日 (年 月 日)</p> <p style="text-align: center;">11</p>																		
<p>今回の更新の直前の入院又は更新に同意をした家族等</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">氏名</td> <td style="width: 40%;">(男・女)</td> <td style="width: 10%;">続柄</td> <td style="width: 10%;">生年</td> <td style="width: 10%;">年 月 日生</td> </tr> <tr> <td>(男・女)</td> <td>続柄</td> <td>月 日</td> <td>年 月 日生</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住所</td> <td>都道 府県</td> <td>区市 区</td> <td colspan="2">町村 区</td> </tr> <tr> <td>都道 府県</td> <td>区市 区</td> <td colspan="2">町村 区</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">12</p> <p>1 配偶者 2 父母(親権者で ある・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長</p>	氏名	(男・女)	続柄	生年	年 月 日生	(男・女)	続柄	月 日	年 月 日生	住所	都道 府県	区市 区	町村 区		都道 府県	区市 区	町村 区	
氏名	(男・女)		続柄	生年	年 月 日生														
	(男・女)	続柄	月 日	年 月 日生															
住所	都道 府県	区市 区	町村 区																
	都道 府県	区市 区	町村 区																

今回の更新に同意をした家族等（上記の家族等と同じ場合は記載不要）	氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生	
		(男・女)	続柄		年 月 日生	
	住所	都道	郡市	町村		
		府県	区	区		
	都道	13 郡市	町村			
	府県	区	区			
1 配偶者 2 父母（親権者である・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（選任年月日 年 月 日） 8 市町村长						
法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合は、その旨等	<input type="checkbox"/> 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなした					
	家族等へ通知を發した日	年 月 日				
	家族等に示した回答期限	年 月 日				
	(回答期限は、通知を發した日から24間を經過した日であることに留意)					
通知をした家族等との連絡等の記録（直近2件）						
年 月 日（ <input type="checkbox"/> 面会 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他（ ））						
年 月 日（ <input type="checkbox"/> 面会 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他（ ））						

審査会意見	
都道府県の措置	

記載上の留意事項

- 1 内は、今回の更新にあたって行われた精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 本更新後の入院期間の欄は、医療保護入院者退院支援委員会で審議された入院期間に留意した上で、当該医療保護入院から6月を經過するまでの間は3月、入院から6月を經過した後は6月を上限とした期限を定めて記載すること。
- 4 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 5 更新が必要と診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 6 退院に向けた取組の状況の欄については、今回の更新にあたって医療保護入院者退院支援委員会の審議が行われた年月日を記載すること。また、医療保護入院者退院支援委員会審議記録の写しを添付すること。その上で、
 - ①退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等、
 - ②地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等、
 - ③医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等
 について記載すること。
- 7 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載すること。
- 8 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 9 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなす場合は、「法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合」にレ点を入れることとし、同意書の添付は不要であること。ただし、法第33条第6項による入院の更新に関する同意の通知をした時から更新するまでの間に、当該通知に係る家族等が、
 - ① 法第5条第2項に規定する家族等に該当しなくなったとき

② 死亡したとき

③ 意思を表示できないとき

のいずれかの事由に該当すると把握した場合には、同意を得たものとみなすことができないことに留意すること。また、同意を得たものとみなす場合は、通知をした家族等との連絡等の記録（直近2件）の欄に、直前の入院期間中、通知をした家族等と直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。（通知をした家族等が親権者の両親である場合は、父又は母のいずれかと直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。）

10 今回の更新に同意をした家族等の欄に記載がある場合は、法第33条第8項による同意を得たものとみなさないことに留意すること。

11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

【Ⅲ 更新届 記載事項】

1 医療保護入院年月日

[【入院届 記載事項】](#)の「1」に準ずる。

2 入院届又は前回の入院期間更新届での入院期間

入院届又は前回の入院期間更新届で定めた入院期間を記載すること。なお、入院期間は[民法第140条](#)に基づき「期間の初日（入院日）は算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。」ものであることに留意すること。

3 今回の入院年月日

[【入院届 記載事項】](#)の「3」に準ずる。

4 入院形態

[【入院届 記載事項】](#)の「4」に準ずる。

5 本更新後の入院期間

当該医療保護入院から6か月を経過するまでの間は3か月、入院から6か月を経過した後は6か月を上限とした期間を定めて記載すること。なお、入院期間は[民法第140条](#)に基づき「期間の初日（入院日）は算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。」こと、及び[同法第143条](#)に基づき「月によって期間を定めるときは暦に従って計算する。月の初めから期間を起算しないときは、最後の月において起算日に応答する日の前日に満了し、最後の月に応答する日がないときは、その月の末尾に満了する。」ことに留意すること。

6 入院又は前回更新日からの治療内容と、その結果

更新の直前の入院期間に行った治療内容とその結果について、病状や状態像の経過の概要を含め個別かつ具体的に記載すること。併せて、「症状の経過」の欄は、該当する算用数字等を○で囲むこと。

7 医療保護入院の必要性

[【入院届 記載事項】](#)の「9」に準ずる。

8 今後の治療方針

更新後の治療方針について、患者本人の病識や治療意欲を得るための取組み等を含め、個別的かつ具体的に記載すること。

9 本更新にかかる診察の年月日

精神保健福祉法[第33条第6項](#)第1号に基づく判断のための診察をした年月日を記載すること。なお、当該診察は入院期間満了日の1か月前から実施できるものであることに留意すること。

10 更新が必要と診断した精神保健指定医氏名

更新が必要と診断した精神保健指定医が自署すること。なお、文書中に訂正がある場合は、訂正印の印影確認のため署名の横へも押印すること。

11 退院に向けた取組の状況

「医療保護入院者退院支援委員会での審議が行われた年月日」には、精神保健福祉法[第33条第6項](#)第2号に基づく委員会の審議が行われた年月日を記載すること。なお、当該委員会は入院期間満了日の1か月前から実施できるものであることに留意すること。

「退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等」「地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等」「医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等」について記載すること。

提出に際し、医療保護入院者退院支援委員会審議記録の写しを添付すること。

12 今回の更新の直前の入院又は更新に同意をした家族等

[【入院届 記載事項】](#)の「12」に準ずる。

13 今回の更新に同意をした家族等

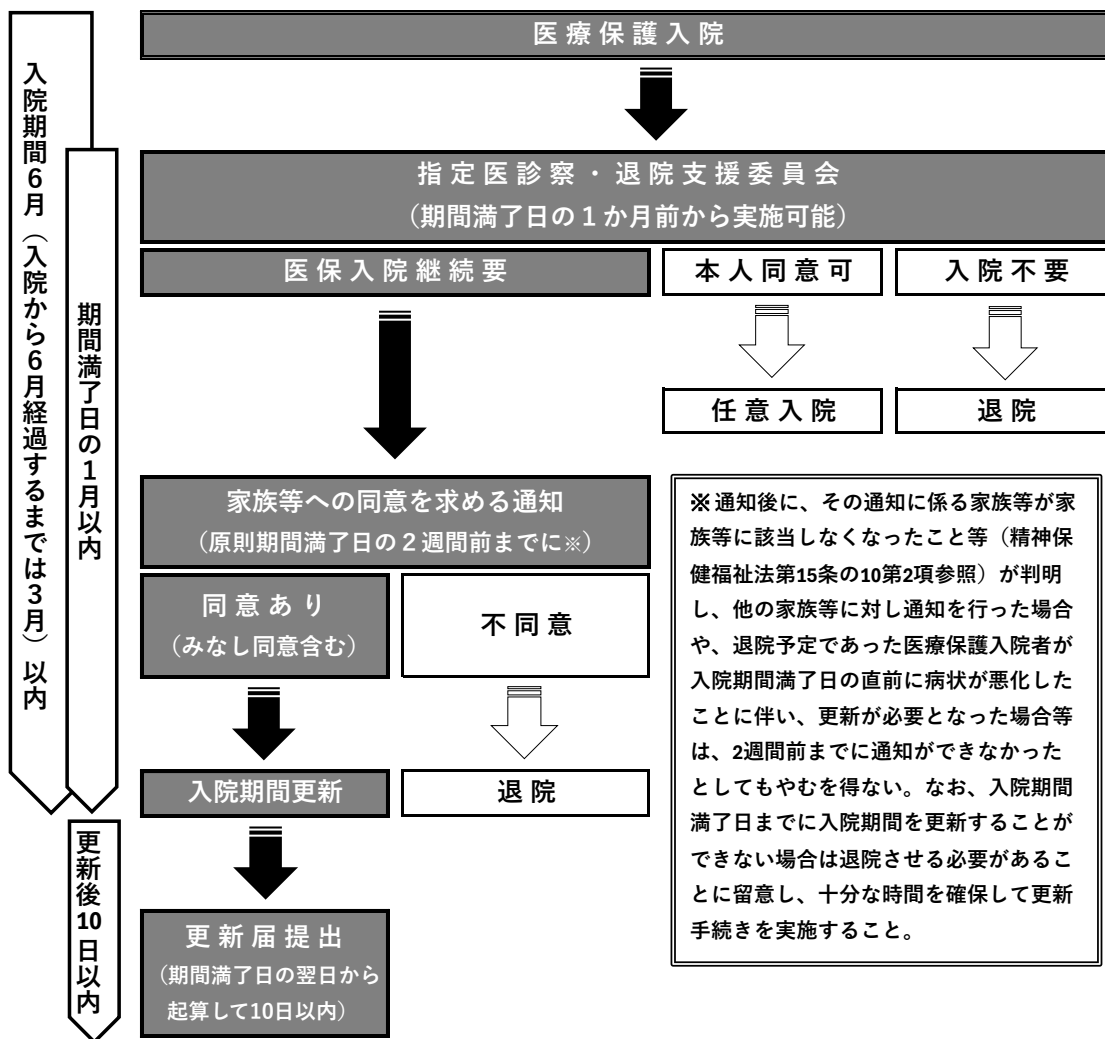
今回の更新に際し、医療保護入院の同意者が変更となった場合に記載すること。記載の方法は[【入院届 記載事項】](#)の「12」に準ずる。なお、同意者の変更は、直前に同意した家族が「①家族等に該当しなくなったとき」「②死亡したとき」「③その意思を表示することができないとき」「④更新の同意又は不同意の意思表示を行わないとき」「⑤同意の求めに対し不同意の意思表示を行ったとき」のいずれかに該当する場合であることを留意すること。

14 法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合は、その旨等

「□ [法第33条第8項](#)の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした」にレ点を入れ、「家族等へ通知を発した日」及び「家族等に示した回答期限」の年月日を記載すること。なお、家族等への通知は原則として入院期間満了日の1か月前から2週間前までに行うもの、及び家族等に示した回答期限は入院期間満了日前であって通知から2週間を経過した日（15日目）であることに留意すること。

「通知をした家族等との連絡等の記録（直近2件）」欄に、直前の入院期間中、通知をした家族等と直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。

(参考) 更新手続きの時期及び順序



IV

措置診察診断書

<提出書類>

- 措置入院等に関する診断書（第4号様式）

第4号様式（第4条関係）

措置入院等に関する診断書

各欄の数字は【共通事項】又は【措置診察診断書 記載事項】の各項目に対応しています。

申請等の形式	i 親族又は一般人申請（法第22条） ii 警察官通報（法第23条） iii 検察官通報（法第24条） iv 保護観察所長通報（法第25条） v 矯正施設長通報（法第26条） vi 精神病院管理者届出（法第26条の2） vii 医療観察法対象者〔指定通院医療機関管理者通報、保護観察所長通報〕（法第26条の3） viii 都道府県知事・指定都市市長職務診察（法第27条第2項）		
申請等の添付資料	i あり ii なし		
被診察者 （精神障害者）	フリガナ		
	氏名	(男・女)	生年月日 年 月 日生 (満 歳)
	住所	都道 郡市 町村 府県 区 区	
	職業		
病名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー ()	2 従たる精神障害 【共通事項】の「4」 ICD カテゴリー ()	3 身体合併症
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。〕	3		
	(陳述者氏名 4 続柄)		
初回入院期間	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)		
前回入院期間	年 月 日 5 年 月 日 (入院形態)		
初回から前回までの入院回数	計 6 回		
重大な問題行動（Aはこれまでの、Bは今後おそれある問題行動）	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像（該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。）		
1 殺人	A B	<現在の精神症状>	
2 放火	A B	I 意識	
3 強盗	A B	1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ()	
4 不同意性交等	A B	II 知能（軽度障害、中等度障害、重度障害）	
5 不同意わいせつ	A B	III 記憶	
6 傷害	A B	1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()	
7 暴行	A B	IV 知覚	
8 恐喝 7	A B	1 幻聴 2 幻視 3 3 【共通事項】の「5」 ()	
9 脅迫	A B	V 思考	
10 窃盗	A B	1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸	
11 器物損壊	A B	6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()	
12 弄火又は失火	A B	VI 感情・情動	
13 家宅侵入	A B	1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁	
14 詐欺等の経済的な問題行動	A B	5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()	
		VII 意欲	

15 自殺企図	A B	1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止
16 自傷	A B	6 無為・無関心 7 その他 ()
17 その他 ()	A B	VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()
		IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()
		<その他の重要な症状> 1 てんかん発作 2 自殺企図 3 物質依存 () 4 その他 ()
		<問題行動等> 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()
		<現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()
診 察 時 の 特 記 事 項		<u>8</u>
医 学 的 総 合 判 断		I 要措置 <u>9</u> II 措置不要
以上のように診断する。		年 月 日
		精神保健指 ¹⁰ 医氏名 署名

(行政庁における記載欄)	
診察に立会った者 氏名 (親権者、配偶者等)	(男・女) 続柄又は職業 年齢 歳
診 察 場 所	
診 察 日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
職 員 氏 名	
行 政 庁 の 措 置	
行 政 庁 メ モ	

記 載 上 の 留 意 事 項

- 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 平成 20 年 3 月 31 日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 重大な問題行動の欄には、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。
- 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

【IV 措置診察診断書 記載事項】

1 申請等の形式

今回の診察に至った精神保健福祉法第 22 条から第 27 条第 2 項に基づく申請、通報、届出等について、選択肢から該当するローマ数字を○で囲むこと。

2 被診察者

[【共通事項】](#)の「3」に準ずる。「職業」欄については、被診察者の現在の職業について聴取し記載すること。詳細不明の場合は「不明」等の記載をすること。

3 生活歴及び現病歴

[【入院届 記載事項】](#)の「5」に準ずる。

4 陳述者氏名及び続柄

[【入院届 記載事項】](#)の「6」に準ずる。

5 初回及び前回入院期間

[【入院届 記載事項】](#)の「7」に準ずる。

6 初回から前回までの入院回数

[【入院届 記載事項】](#)の「8」に準ずる。

7 重大な問題行動

Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。

8 診察時の特記事項

被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。特に入院措置要否の妥当性を裏付ける具体的な内容の記載があることが望ましい。

9 医学的総合判断

医学的に総合判断した入院措置の要否について、選択肢から該当するローマ数字を○で囲むこと。なお、この判定は[精神保健福祉法第 28 条の 2](#)に基づき、厚生労働大臣の定める基準に従い行うこと。

10 診断した精神保健指定医氏名

この診断を行った年月日、及び精神保健指定医の氏名を、診察を行った精神保健指定医が自署すること。

V

措置入院 定期病状報告書

<届出書類>

○措置入院者の定期病状報告書（第 22 号様式）

<法定提出期限>

入院日の属する月の翌月を初月とし、6か月（入院日から起算して6か月を経過するまでの間は3か月）ごとに最寄りの保健所長を経て沖縄県知事へ報告すること。なお、報告すべき月に対象となる患者が退院した場合であっても当該報告は行うこと。

第22号様式（第16条関係）

措置入院者の定期病状報告書

沖縄県知事 殿

各欄の数字は【共通事項】又は【定期病状報告書 記載事項】の各項に対応しています。

下記の措置入院について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第1項の規定により報告します。

措置入院者	フリガナ			生年月日	年 月 日生
	氏名	(男・女) 【共通事項】の「3」			(満 歳)
措置年月日	住所	都道府県	郡市区	町村	区
		1 月 日	今回の入院年月日	2 月 日	
前回の定期報告年月日		年 月 日	4		
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	ICDカテゴリー ()	【共通事項】の「4」	ICDカテゴリー ()		
過去6か月間（措置入院後3か月の場合は過去3か月間）の仮退院の実績	計 回	延日数	5日		
過去6か月間（措置入院後3か月の場合は過去3か月間）の治療の内容とその結果を記載すること 〔問題行動を中心として記載すること。〕	6				
今後の治療方針（再発防止への対応含む）を記載すること	7				
処遇、看護及び指導の現状	隔離	i 多用 ii 時々 iii ほとんど不要			
	注意必要度	i 常に嚴重な注意 ii 随時一応の注意 iii ほとんど不要			
	日常生活の介助指導必要性	i 極めて手間のかかる介助 ii 比較的簡単な介助と指導 iii 生活指導を要する iv その他 ()			
退院に向けた取組の状況 (選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況等について)	選任された退院後生活環境相談員 () 地域援助事業者の紹介について本人や家族等からの求め又は必要性の有無 9 (あり・なし) 上記で「あり」の場合の紹介状況 ()				
重大な問題行動 (Aはこれまでの、Bは今後おそれある行動)	現在の精神病状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像 (該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。)				

1 殺人	A B	<現在の精神症状>
2 放火	A B	I 意識
3 強盗	A B	1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ()
4 不同意性行等	A B	II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害)
5 不同意わいせつ	A B	III 記憶
6 傷害	A B	1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()
7 暴行	A B	IV 知覚
8 恐喝	A B	1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()
9 脅迫	A B	V 思考
10 窃盗	A B	1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸
11 器物損壊	A B	6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()
12 弄火又は失火	A B	VI 感情・情動
13 家宅侵入	A B	1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁
14 詐欺等の経済的な問題行動 ¹⁰	A B	5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()
15 自殺企図	A B	VII 意欲 【共通事項】の「5」
16 自傷	A B	1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止
17 その他 ()	A B	6 無為・無関心 7 その他 ()
		VIII 自我意識
		1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()
		IX 食行動
		1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()
		<その他の重要な症状>
		1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()
		<問題行動等>
		1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()
		<現在の状態像>
		1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態
		4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態
		8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()
診察時の特記事項		11
本報告に係る診察月日	年 月 日	12
診断した精神保健指定医氏名	署名	13

審査会意見	
都道府県の措置	

記載上の留意事項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「法第33条第1項・第3項入院」、「法第33条第2項・第3項入院」又は「法第33条の6第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 重大な問題行動の欄には、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。

- 4 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 5 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 6 診察した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 7 退院に向けた取組の状況の欄については、退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等や、地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等について記載すること。
- 8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

【V 定期病状報告書 記載事項】

1 措置年月日

沖縄県知事の措置権の行使により入院措置が採られた年月日を記載すること。

2 今回の入院年月日

[【入院届 記載事項】](#)の「3」に準ずる。

3 入院形態

[【入院届 記載事項】](#)の「4」に準ずる。

4 前回の定期報告年月日

前回の定期病状報告年月日を記載すること。なお、この報告は入院措置が採られた日の属する月の翌月を初月とする同月以後の6か月（入院から起算して6か月を経過するまでの間は3か月）ごとの各月に行わなければならないことに留意すること。

5 過去6か月間の仮退院の実績

入院後又は前回の定期病状報告後から、今回の定期病状報告を行うまでの間に実施した仮退院の回数と延べ日数を記載すること。

6 過去6か月間の治療内容とその結果

入院後又は前回の定期病状報告後から、今回の定期病状報告を行うまでの間に実施した治療内容とその結果について、問題行動を中心に病状や状態像の経過の概要を含め個別的かつ具体的に記載すること。「重大な問題行動」欄、「現在の精神病状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄との整合性を図ること。

7 今後の治療方針を記載すること

今後の治療方針について、措置入院の要因となった問題行動に対する再発防止への対応を含め、個別的かつ具体的に記載すること。

8 処遇、看護及び指導の現状

定期病状報告時点での隔離、注意必要度、日常生活の介助指導必要性について、それぞれの選択肢から該当するローマ数字を○で囲むこと。

9 退院に向けた取組の状況

「選任された退院後生活環境相談員」は、現在選任されている退院後生活環境相談員の氏名を「()」に記載すること。なお、担当者が複数いる場合であっても、この欄は主となる1名の退院後生活環境相談員とすること。

「地域援助事業者の紹介について本人や家族等からの求め又は必要性の有無」欄は「(あり・なし)」のどちらかを○で囲むこと。なお、この地域援助事業者とは[精神保健福祉法第29条の7](#)、及び[精神保健福祉法施行規則第15条の5](#)に掲げる障害福祉サービス事業者、又は介護保険サービス事業者であることに留意すること。

「上記でありの場合の紹介状況」欄は、[精神保健福祉法施行規則第15条の4](#)に基づく紹介の状況を「()」に記載すること。

上記のほか、退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等や、紹介した地域援助事業者との相談の状況等について具体的に記載すること。

10 重大な問題行動

[【措置診察診断書 記載事項】](#)の「7」に準ずる。

11 診察時の特記事項

[【措置診察診断書 記載事項】](#)の「8」に準ずる。

12 本報告に係る診察月日

[精神保健福祉法第38条の2](#)第1項に基づく精神保健指定医による診察をした年月日を記載すること。

13 診断した精神保健指定医氏名

[精神保健福祉法第38条の2](#)第1項に基づく診察をした指定医が自署すること。

【VI 関連法規】

<精神保健及び精神障害者福祉に関する法律>

発令 : 昭和 25 年 5 月 1 日号外法律第 123 号

最終改正 : 令和 4 年 12 月 16 日号外法律第 104 号

改正内容 : 令和 4 年 12 月 16 日号外法律第 104 号[令和 6 年 4 月 1 日]

(定義)

第五条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害その他の精神疾患を有する者をいう。

2 この法律で「家族等」とは、精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

一 行方の知れない者

二 当該精神障害者に対して訴訟をしている者又はした者並びにその配偶者及び直系血族

三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人

四 当該精神障害者に対して配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する身体に対する暴力等を行つた配偶者その他の当該精神障害者の入院及び処遇についての意思表示を求めることが適切でない者として厚生労働省令で定めるもの

五 心身の故障により当該精神障害者の入院及び処遇についての意思表示を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

六 未成年者

(申請等に基づき行われる指定医の診察等)

第二十七条 都道府県知事は、第二十二条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあつた者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない。

2 都道府県知事は、入院させなければ精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることが明らかである者については、第二十二条から前条までの規定による申請、通報又は届出がない場合においても、その指定する指定医をして診察をさせることができる。

(省略)

(判定の基準)

第二十八条の二 第二十七条第一項又は第二項の規定により診察をした指定医は、厚生労働大臣の定める基準に従い、当該診察をした者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるかどうかの判定を行わなければならない。

(措置入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置)

第二十九条の六 措置入院者を入院させている第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、精神保健福祉士その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、退院後生活環境相談員を選任し、その者に措置入院者の退院後の生活環境に関し、措置入院者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助を行わせなければならない。

第二十九条の七 措置入院者を入院させている第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者又はその家族等から求めがあつた場合その他措置入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要があると認められる場合には、これらの者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者（第三十三条の五において「地域援助事業者」という。）を紹介しなければならない。

- 一 一般相談支援事業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十九項に規定する特定相談支援事業（第四十九条第一項において「特定相談支援事業」という。）を行う者
- 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号又は第三項各号に掲げる事業を行う者
- 三 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行う者
- 四 前三号に掲げる者のほか、地域の精神障害者の保健又は福祉に関する各般の問題につき精神障害者又はその家族等からの相談に応じ必要な情報の提供、助言その他の援助を行う事業を行うことができると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

(医療保護入院)

第三十三条 精神科病院の管理者は、次に掲げる者について、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくても、六月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定め、その者を入院させることができる。

- 一 指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害のために第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたもの
- 二 第三十四条第一項の規定により移送された者
- 2 精神科病院の管理者は、前項第一号に掲げる者について、その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができず、若しくは同項の規定による同意若しくは不同意の意思表示を行わない場合において、その者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の現在地。第四十五条第一項を除き、以下同じ。）を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の同意があるときは、本人の同意がなくても、六月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定め、その者を入院させることができる。第三十四条第二項の規定により移送された者について、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときも、同様とする。
- 3 前二項に規定する場合において、精神科病院（厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めるものに限る。）の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて特定医師に診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害のために第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、前二項の規定にかかわらず、本人の同意がなくても、十二時間を限り、その者を入院させることができる。
- 4 第十九条の四の二の規定は、前項の規定により診察を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは「第二十一条第四項に規定する特定医師は、第三十三条第三項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。
- 5 精神科病院の管理者は、第三項後段の規定による入院措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該入院措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 6 精神科病院の管理者は、第一項又は第二項の規定により入院した者（以下「医療保護入院者」という。）であつて次の各号のいずれにも該当する者について、厚生労働省令で定めるところによりその家族等のうちいずれかの者（同項の場合にあつては、その者の居住地を管轄する市町村長）の同意があるときは、本人の同意がなくても、六月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定め、これらの規定による入院の期間（この項の規定により入院の期間が更新されたときは、その更新後の入院の期間）を更新することができる。
 - 一 指定医による診察の結果、なお第一項第一号に掲げる者に該当すること。

二 厚生労働省令で定める者により構成される委員会において当該医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置について審議が行われたこと。

7 第二項に規定する市町村長は、同項又は前項の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、必要な事項を照会することができる。

8 精神科病院の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療保護入院者の家族等に第六項の規定によるその同意に関し必要な事項を通知しなければならない。この場合において、厚生労働省令で定める日までにその家族等のいずれの者からも同項の規定による入院の期間の更新について不同意の意思表示を受けなかつたときは、同項の規定による家族等の同意を得たものとみなすことができる。ただし、当該同意の趣旨に照らし適当でない場合として厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

9 精神科病院の管理者は、第一項、第二項若しくは第三項後段の規定による入院措置を採つたとき、又は第六項の規定による入院の期間の更新をしたときは、十日以内に、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該入院又は当該入院の期間の更新について同意をした者の同意書を添え（前項の規定により家族等の同意を得たものとみなした場合にあつては、その旨を示し）、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第三十三条の三 精神科病院の管理者は、第三十三条第一項、第二項若しくは第三項後段の規定による入院措置を採る場合又は同条第六項の規定による入院の期間の更新をする場合においては、当該精神障害者及びその家族等であつて同条第一項又は第六項の規定による同意をしたものに対し、当該入院措置を採る旨又は当該入院の期間の更新をする旨及びその理由、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。ただし、当該精神障害者については、当該入院措置を採つた日又は当該入院の期間の更新をした日から四週間を経過する日までの間であつて、その症状に照らし、その者の医療及び保護を図る上で支障があると認められる間においては、この限りでない。

2 精神科病院の管理者は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する事項を書面で知らせなかつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める事項を診療録に記載しなければならない。

第三十三条の四 第二十九条の六及び第二十九条の七の規定は、医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「措置入院者」とあるのは、「医療保護入院者」と読み替えるものとする。

第三十三条の五 精神科病院の管理者は、前条において準用する第二十九条の六及び第二十九条の七に規定する措置のほか、厚生労働省令で定めるところにより、必要に応じて地域援助事業者と連携を図りながら、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要な体制の整備その他の当該精神科病院における医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置を講じなければならない。

(定期の報告等)

第三十八条の二 措置入院者を入院させている第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項（以下この項において「報告事項」という。）を、厚生労働省令で定めるところにより、定期的に、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならない。この場合においては、報告事項のうち厚生労働省令で定める事項については、指定医による診察の結果に基づくものでなければならない。

(省略)

＜精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則＞

発令　　：昭和 25 年 6 月 24 日厚生省令第 31 号

最終改正：令和 6 年 8 月 30 日号外厚生労働省令第 119 号

改正内容：令和 6 年 8 月 30 日号外厚生労働省令第 119 号[令和 6 年 8 月 30 日]

〔精神障害者の入院及び処遇についての意思表示を求めることが適切でない者〕

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第二項第四号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 当該精神障害者に対して児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を行つた者
- 二 当該精神障害者に対して配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する身体に対する暴力等を行つた配偶者
- 三 当該精神障害者に対して高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第三項に規定する高齢者虐待を行つた者
- 四 当該精神障害者に対して障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第二項に規定する障害者虐待を行つた者
- 五 その他前各号に準ずる者

〔心身の故障により当該精神障害者の入院及び処遇についての意思表示を適切に行うことができない者〕

第一条の二 法第五条第二項第五号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により当該精神障害者の入院及び処遇についての意思表示を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

〔法第二十九条の六の厚生労働省令で定める資格を有する者〕

第十五条の二 法第二十九条の六（法第三十三条の四において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 次のイからへまでに掲げる者であつて、精神障害者に関する当該イからへまでに定める業務に従事した経験を有するもの
 - イ 保健師 保健師助産師看護師法第二条に規定する業務
 - ロ 看護師 保健師助産師看護師法第五条に規定する業務
 - ハ 准看護師 保健師助産師看護師法第六条に規定する業務
 - ニ 作業療法士 理学療法士及び作業療法士法第二条第四項に規定する業務
 - ホ 社会福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法第二条第一項に規定する業務

へ 公認心理師 公認心理師法第二条に規定する業 務

二 前号に掲げる者以外の者で、三年以上、精神障害者及びその家族等からの精神障害者の退院後の生活環境に関する相談及びこれらの者に対する指導についての実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣が定める研修を修了したもの

〔退院後生活環境相談員の選任〕

第十五条の三 法第二十九条の六の規定による退院後生活環境相談員の選任は、法第二十九条第一項の規定による入院措置が採られた日から七日以内に行わなければならない。

2 前項の規定は、法第三十三条の四において読み替えて準用する法第二十九条の六の規定による退院後生活環境相談員の選任について準用する。この場合において、前項中「第二十九条第一項」とあるのは、「第三十三条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

〔地域援助事業者の紹介〕

第十五条の四 措置入院者（法第二十九条の四第一項に規定する措置入院者をいう。以下同じ。）及び医療保護入院者（法第三十三条第六項に規定する医療保護入院者をいう。以下同じ。）を入院させている精神科病院の管理者は、法第二十九条の七（法第三十三条の四において準用する場合を含む。）に規定する地域援助事業者（第十五条の十二第三項第二号において「地域援助事業者」という。）を紹介するに当たっては、当該地域援助事業者の連絡先を記載した書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

〔地域援助事業者〕

第十五条の五 法第二十九条の七（法第三十三条の四において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第二十二条の二において「障害福祉サービス」という。）に係る事業を行う者
- 二 介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護を行う者
- 三 介護保険法第八条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う者（介護支援専門員（同法第七条第五項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）を有するものに限る。）
- 四 介護保険法第八条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う者（介護支援専門員を有するものに限る。）
- 五 介護保険法第八条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を行う者

- 六 介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う者
- 七 介護保険法第八条第二十三項に規定する複合型サービスを行う者
- 八 介護保険法第八条第二十七項に規定する介護福祉施設サービスを行う者
- 九 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護保健施設サービスを行う者
- 十 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院サービスを行う者
- 十一 介護保険法第八条の二第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う者
- 十二 介護保険法第八条の二第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う者
- 十三 介護保険法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う者（介護支援専門員を有するものに限る。）
- 十四 介護保険法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業を行う者（介護支援専門員を有するものに限る。）
- 十五 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養施設サービスを行う者

〔医療保護入院の期間〕

第十五条の六 法第三十三条第一項、第二項及び第六項の厚生労働省令で定める期間は、当該医療保護入院から六月を経過するまでの間は三月とし、六月を経過した後は六月とする。

〔医療保護入院者の入院期間の更新〕

第十五条の十 精神科病院の管理者は、法第三十三条第六項の規定による入院の期間の更新（以下「更新」という。）の同意を求めるときは、当該入院に係る同条第一項の規定による同意をした家族等（二回目以降の更新の同意にあつては、当該更新の同意の直前の更新の同意をした家族等）に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 当該更新に係る医療保護入院者が、法第三十三条第六項第一号に該当する旨及びその理由
- 二 当該更新に係る医療保護入院者について、法第三十三条第六項第二号の規定による審議が行われたこと
- 三 更新後の入院期間
- 四 第十五条の十四に定める日までに当該通知に係る家族等から不同意の意思表示を受

けなかつたときに法第三十三条第八項の規定により家族等の同意を得たものとみなすこととする場合は、その旨及び第十五条の十四に定める日の日付

- 2 精神科病院の管理者は、前項の規定にかかわらず、同項の家族等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該家族等以外の家族等に対し、更新の同意を求めることができる。この場合において、当該管理者は当該家族等以外の家族等に対し、同項各号（第四号を除く。）に掲げる事項を通知しなければならない。
 - 一 家族等に該当しなくなつたとき。
 - 二 死亡したとき。
 - 三 その意思を表示することができないとき。
 - 四 更新の同意又は不同意の意思表示を行わないとき。
 - 五 前項の規定による更新の同意の求めに対し、不同意の意思表示を行つたとき。
- 3 前二項の通知は、やむを得ない場合を除き、当該通知に係る医療保護入院者の入院期間満了日の一月前から二週間前までの間に行うものとする。

〔医療保護入院者の入院継続の審議〕

第十五条の十一 精神科病院の管理者は、法第三十三条第一項又は第二項の規定により定めた入院期間（二回目以降の更新については、更新された入院期間）が経過する前に、当該医療保護入院者の入院を継続する必要があるかどうかの審議を行うため、医療保護入院者退院支援委員会（法第三十三条第六項第二号に規定する委員会をいう。以下「委員会」という。）を開催しなければならない。

- 2 委員会は、前項の規定による審議の結果、当該審議に係る医療保護入院者の入院を継続する必要があると認めるときは、更新後の入院期間及び退院に向けた取組の方針を定めなければならない。
- 3 精神科病院の管理者は、第一項の規定による審議の結果を当該審議に係る医療保護入院者及び次条第三項各号に掲げる者（同項の規定による通知を受けた者に限る。）に通知しなければならない。

〔医療保護入院者退院支援委員会〕

第十五条の十二 委員会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 委員会の審議に係る医療保護入院者の主治医
- 二 当該医療保護入院者が入院している精神科病院に勤務する看護師又は准看護師
- 三 当該医療保護入院者について法第三十三条の四において読み替えて準用する第二十九条の六の規定により選任された退院後生活環境相談員
- 四 前三号に掲げる者以外の当該精神科病院の職員で、当該精神科病院の管理者から出

席を求められたもの

- 2 精神科病院の管理者は、委員会の審議に係る医療保護入院者が委員会の構成員となることを希望するときは、委員会に、当該医療保護入院者を構成員として加えるものとする。この場合において、当該医療保護入院者は、委員会に出席し、又は書面により意見を述べることができる。
- 3 精神科病院の管理者は、委員会の審議に係る医療保護入院者が次の各号に掲げる者を委員会の構成員とすることを希望するときは、あらかじめ、その旨をこれらの者に対し書面により通知するものとし、当該通知を受けた者が委員会の構成員となることを希望するときは、委員会に、当該希望する者を構成員として加えるものとする。この場合において、当該希望する者は、委員会に出席し、又は書面により意見を述べることができる。
 - 一 委員会の審議に係る医療保護入院者の家族等
 - 二 地域援助事業者その他の当該医療保護入院者の退院後の生活環境に関わる者

〔医療保護入院者の家族等の同意期限〕

第十五条の十四 法第三十三条第八項の厚生労働省令で定める日は、医療保護入院者の入院期間満了日前であつて、第十五条の十第一項の通知を発した日から二週間を経過した日とする。

〔法第三十三条第八項の厚生労働省令で定める場合〕

第十五条の十五 法第三十三条第八項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 精神科病院の管理者と第十五条の十第一項の通知に係る家族等との連絡が定期的に行われていないとき。
- 二 精神科病院の管理者が、第十五条の十第一項の通知を発したときから更新するまでの間に、当該通知に係る家族等が同条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当することを把握したとき。
- 三 第十五条の十第二項の規定による通知がされたとき。
- 四 第十五条の十第一項の通知を発した日から二週間が経過した日が当該医療保護入院者の入院期間満了日を経過するとき。

〔医療保護入院の場合の届出事項〕

第十五条の十六 法第三十三条第九項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- 一 法第三十三条第一項又は第二項の規定による入院措置に係る届出
 - イ 精神科病院の名称及び所在地
 - ロ 患者の住所、氏名、性別及び生年月日
 - ハ 入院年月日
 - ニ 病名
 - ホ 法第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由
 - ヘ 生活歴及び現病歴
 - ト 法第三十三条第一項又は第二項の規定により定めた入院期間
 - チ 診察した指定医の氏名
 - リ 法第三十四条第一項の規定による移送の有無
 - ヌ 入院について同意した家族等の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄
 - ル 法第三十三条の四において読み替えて準用する第二十九条の六の規定により選任された退院後生活環境相談員の氏名
- 二 法第三十三条第一項又は第二項の規定による入院措置を採ろうとする場合において、同条第三項後段の規定による入院措置を採ったときの届出
 - イ 診察した特定医師の氏名
 - ロ 入院年月日及び時刻
 - ハ 当該入院措置から十二時間以内に法第三十三条第一項又は第二項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時
 - ニ ハの診察の結果、法第三十三条第一項又は第二項の入院措置は必要ないと認めたときは、その理由
 - ホ 前号イ、ロ、ニからへまで及びヌに掲げる事項
- 三 更新に係る届出
 - イ 法第三十三条第六項第一号の規定による診察をした時点における病名
 - ロ イの診察の結果、法第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由
 - ハ 更新後の入院期間
 - ニ イの診察をした指定医の氏名
 - ホ 法第三十三条第六項第二号の規定による審議が行われたこと
 - ヘ 更新前の入院期間に係る病状又は状態像の経過の概要
 - ト 退院に向けた取組の状況
 - チ 更新の同意をした家族等及び当該更新に係る法第三十三条第一項の規定による同意をした家族等（二回目以降の更新の同意にあつては、当該更新の同意の直前の更新の同意をした家族等）の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄

リ 法第三十三条第八項の規定により家族等の同意を得たものとみなした場合は、その旨

ヌ 第一号イからハマまでに掲げる事項

〔定期の報告事項等〕

第十九条 法第三十八条の二第一項前段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 精神科病院の名称及び所在地
- 二 患者の住所、氏名、性別及び生年月日
- 三 入院年月日及び前回の法第三十八条の二第一項前段の規定による報告の年月日
- 四 病名及び過去六月間（入院年月日から起算して六月を経過するまでの間は、過去三月間）の病状又は状態像の経過の概要
- 五 処遇に関する事項
- 六 法第二十九条の六の規定により選任された退院後生活環境相談員の氏名
- 七 過去六月間の法第四十条の規定による措置の状況
- 八 今後の治療方針
- 九 診察年月日及び診察した指定医の氏名
- 十 退院に向けた取組の状況

2 法第三十八条の二第一項後段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 症状
- 二 前項第四号及び第八号に掲げる事項

3 法第三十八条の二第一項前段の規定による報告は、法第二十九条第一項の規定による入院措置が採られた日の属する月の翌月を初月とする同月以後の六月ごとの各月に行わなければならない。ただし、入院年月日から起算して六月を経過するまでの間は、三月ごとの各月に行わなければならない。

＜精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則＞

平成6年1月25日規則第2号

(診察命令書)

第4条 知事は、法第27条第1項及び第2項、第29条の2第1項、第29条の4第2項並びに第38条の7第2項の規定により精神保健指定医（以下「指定医」という。）に診察をさせるときは、第3号様式による診察命令書を当該指定医に交付するものとする。

2 指定医は、知事の診察命令により診察をしたときは、第4号様式による措置入院等に関する診断書を知事に提出しなければならない。

(医療保護入院者の入院届等)

第13条 精神科病院の管理者は、法第33条第5項の規定により記録をし、及び同条第9項の規定により届出（同条第3項後段の規定による措置に係る届出に限る。）をするときは第17号様式に、同条第9項の規定により届出（同条第1項又は第2項の規定による措置に係る届出に限る。）をするときは第18号様式によらなければならない。

2 精神科病院の管理者は、法第33条第6項の規定により医療保護入院者の入院期間更新につき届出をするときは第18の2号様式によらなければならない。

3 法第33条第1項に規定する入院措置の家族等の同意は第18の3号様式に、法第33条第6項に規定する入院期間更新の家族等の同意は第18の4号様式によらなければならない。

(定期報告書)

第16条 措置入院者を入院させている指定病院等の管理者は法第38条の2第1項の規定により報告をするときは第22号様式に、条例第2条の精神科病院の管理者は同条に規定する任意入院患者の症状等の報告をするときは第24号様式によらなければならない。

附 則（令和6年3月29日規則第10号）

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

<民法>

発令 : 明治 29 年 4 月 27 日号外法律第 89 号

最終改正 : 令和 6 年 5 月 24 日号外法律第 33 号

改正内容 : 令和 6 年 5 月 24 日号外法律第 33 号[令和 6 年 5 月 24 日]

第四百十条 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。
ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

(期間の満了)

第四百十一条 前条の場合には、期間は、その末日の終了をもって満了する。

(暦による期間の計算)

第四百十三条 週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。

2 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。